

●議事日程第1日 2月22日（水曜日）

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告及び提出議案
- 第4 議案第1号 平成28年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）
- 第5 平成29年度施政方針
- 第6 議案第2号 平成29年度飯塚地区消防組合予算  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第7 議案第3号 飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第8 議案第4号 飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第9 議案第5号 契約の締結（庄内元吉出張所建設工事）  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第10 議案第6号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること  
（報告、質疑）
- 第11 報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 第12 報告第2号 専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 第13 一般質問
- 第14 署名議員の指名
- 第15 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 0 5 分 開会

○議長（鯉川 信二）

△開会

みなさんこんにちは。出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 2 9 年第 1 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、2 月 2 2 日、一日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、2 月 2 2 日、一日と決定いたしました。

行政報告及び提出議案の説明に入ります。赤間組合長職務代理者。

◎組合長職務代理者（赤間 幸弘）

本日、平成 2 9 年第 1 回消防組合議会定例会を招集するに当り、昨年 1 2 月の定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における平成 2 8 年中の火災、救急等の発生状況について報告いたします。

火災件数は、6 7 件で、このうち建物火災 3 8 件、同焼損面積 6, 4 0 5 平方メートル、建物火災の損害額は 4 億 2, 2 0 5 万 6 千円となっております。死傷者については死者 2 人、負傷者 7 人となっております。

これを前年と比較しますと、建物火災件数 1 0 件の減、同焼損面積 4, 1 8 6 平方メートルの増、火災損害額 2 億 8, 2 6 4 万 2 千円の増、死者は昨年と同数、負傷者は 2 人の増となっております。

次に、救急出動件数は 9, 7 8 5 件、救急搬送人員は 9, 1 1 2 人で、これを前年と比較しますと、救急出動件数 4 1 3 件の増、救急搬送人員 3 5 0 人の増となっております。

次に、救助出動件数は 1 1 2 件で前年と比較し 1 8 件の増となっております。

以上が管内における平成 2 8 年中の火災、救急等の発生状況であります。今後とも火災の予防、警防並びに諸災害の防除に全力を傾注してまいり所存であります。

次に、事務事業の進捗状況につきましては、全国一斉の「文化財防火デー」行事の一環として、管内の文化財等での総合訓練並びに 1 2 箇所の文化財防火査察を実施し、貴重な国民的財産等の防火点検並びに防火意識の高揚に努めました。

また、火災予防広報につきましては、組管内の小学校六年生を対象にした防火ポスターコンクールを実施し、飯塚美術協会のご協力を得て、管内の 3 2 校から応募された 1, 5 1 9 作品のうちから、6 4 点の入選作品を決定いたしました。

なお、最優秀作品 1 点については、飯塚地区消防組合のオリジナル防火ポスターとして作成し、管内事業所等に配布するほか、入選作品については、3 月 1 日から 3 月 6 日までイオン穂

波ショッピングセンターにおいて、防火ポスター展を開催する予定であります。

以上が昨年12月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

次に、これより本消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。今議会に提案いたします議案等は、補正予算をはじめ8件であります。

はじめに、議案第1号は、平成28年度補正予算第3号でございます。防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金を繰越明許費に設定するものであります。

次に、議案第2号は、平成29年度予算でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億9,741万3千円と定めております。

次に、議案第3号は、飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護時間の新設等関係規定を整備するものであります。

次に、議案第4号は、飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するものであります。

次に、議案第5号「契約の締結」は、庄内元吉出張所を建設するため提案するものであります。

次に、議案第6号は、公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることで、公平委員の任期が2月28日に満了することによるものでございます。

次に、報告第1号及び第2号は、専決処分報告であります。交通事故並びに消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解であります。

議案の内容は、上程の都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げまして行政報告及び提出議案の説明を終わります。

○議長（鯉川 信二）

議案第1号「平成28年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第1号「平成28年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。お手元の平成28年度飯塚地区消防組合補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、繰越明許費の補正を定め、既定の繰越明許費の変更は「第1表繰越明許費補正」によるものといたしております。

次のページをお開きください。

内容につきましては、3(款)、1(項)消防費、事業名「防災行政情報通信ネットワーク再整備事業」負担金330万3千円を、繰越明許費として翌年度に繰り越すものでございます。

理由につきましては、本事業の入札業務が延期されたことから、平成28年度分負担額の繰越明許費設定を福岡県から依頼されたことによるものでございます

以上で、議案第1号「平成28年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第1号「平成28年度飯塚地区消防組合補正予算（第3号）」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯉川 信二）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

次に「平成29年度施政方針」の説明を求めます。赤間組合長職務代理者。

◎組合長職務代理者（赤間 幸弘）

平成29年度予算案を提出するにあたり、施策に対する基本方針と予算の概要について申し述べ、議員各位のご協力とご理解を得たいと存じます。

我が国の経済状況は、緩やかな回復基調が続いているものの、一部に改善の遅れが見られ、今後とも地方財政を取り巻く環境は厳しさが続くと予想されます。

消防組合の財政状況につきましては、平成28年度から歳入面で地方交付税の合併特例算定による加算額の減少が始まりました。また、平成27年国勢調査において管内人口が前回の調査から、6,409人減少しております。

以上のことを受け、今後、消防組合負担金が大きく減額してまいります。構成市町からの負担金で運営する消防組合としましては、この厳しい地方財政環境に弾力的に対応する必要があります。

しかしながら、このような状況でも消防の第一の使命である住民の生命、身体及び財産を守り、「安全・安心な地域社会」を目指す努力は変わるものではないと考えます。

従いまして、平成29年度の予算編成にあたっては「飯塚地区消防組合基本計画」の目的である「限られた予算で効率のよい財政運営体制の確立」を念頭に、事務事業の全般にわたって住民の立場に立ってその必要性、緊急性を再度精査し厳しく取捨選択を行いました。

このような方針に基づき編成いたしました平成29年度予算の総額は、28億9,741万3千円で平成28年度当初予算と比較しますと5,454万8千円の減となっております。

まず、歳入の主なものは、各市町から分賦していただきます分担金及び負担金23億1,725万9千円、構成比79.98%であります。

次に、歳出の主なものは、人件費19億2,972万7千円、構成比66.60%、物件費1億4,404万円、構成比4.97%及び投資的経費7億4,476万6千円、構成比25.

70%等であります。

その他、財政の弾力的運用が図られるよう調整的なものとして、300万円を予備費に計上いたしました。

次に、主な施策の概要について申し述べます。

第1に、飯塚地区消防組合基本計画、組織再編実施計画及び財政健全化実施計画に基づき、平成28年度から庁舎建築工事に着手いたしておりますが、着実に計画を進めて参りたいと考えております。

第2に、消防防災体制の強化についてであります。

近年の災害は、昨年の熊本地震のように、私達の予想をはるかに超える大規模な災害や、大型台風、局地的竜巻、集中豪雨等の甚大な被害を伴う自然災害が全国いたるところで発生しております。

このような災害に対し、迅速、的確に対処するため、消防本部内の訓練はもとより、緊急消防援助隊の九州ブロック訓練及び福岡県総合防災訓練等への参加を通じて、消防機関相互の広域応援体制の連携を図るとともに、地域の消防防災組織の中核である消防団との協力体制の一層の強化に努めて参ります。

第3に、救急業務の高度化についてであります。

救急業務での救命効果の向上を図るため、年次計画に基づき救急救命東京研修所及び九州研修所の救急救命士養成課程に各1名、福岡県消防学校の救急救命士処置拡大講習に5名、救急科に4名を入校させるとともに、救急救命士15名の病院内研修を実施し、救急隊員の資質の向上を図るほか、医療機関等との密接な連携に努め、救急業務の高度化に積極的に取り組んで参ります。

第4に、住宅防火対策の推進についてであります。

住宅火災は、10年前と比較しますと全国的にみて約35パーセントの減少、犠牲者につきましては約25パーセントの減少と、減少傾向が続いております。

しかしながら、住宅火災による死者は年間900人を超える高い数値で推移しており、この死者のうち約7割が65歳以上の高齢者であることを踏まえ、今後さらに高齢化が進むことに伴い、住宅火災における高齢者の死者数の増加が懸念されております。

このことから、住宅火災による犠牲者の減少に向け、高齢者世帯を中心とした住宅の防火査察及び自治会等での防火講話を通じて、住宅防火意識の普及啓発に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置推進及び高齢者等の災害弱者に配慮した住宅防火対策を各市町の担当部局及び関係機関と密接に連携を取りながら進めて参ります。

以上、施策の概要と所信の一端を述べ審議の参考に供し、重ねて議員の皆様のご協力をお願いする次第であります。

○議長（鯉川 信二）

議案第2号「平成29年度飯塚地区消防組合予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第2号「平成29年度飯塚地区消防組合予算」についてご説明申し上げます。

お手元の「平成29年度飯塚地区消防組合予算書」の1ページをお開き願います。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億9,741万3千円で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算のとおりでございます。次に、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費のとおりでございます。次に、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還方法は、第3表地方債のとおりでございます。次に、第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億3千万円といたしております。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

それでは、2.歳入からその主なものについてご説明いたします。まず、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、23億1,395万6千円、前年度比、1億8,164万4千円の減となっております。減の主な理由は、組合負担金の算定基準である地方交付税の常備消防分が、飯塚市、嘉麻市の合併特例算定額が、90パーセントから70パーセントに減額になることと、平成27年国勢調査による管内人口が6,409人減少したことにより減額となるもので、各市町の負担金額は説明欄記載のとおりでございます。次に、2(目)防災行政情報通信ネットワーク再整備事業、構成市町負担金330万3千円につきましては、防災行政情報通信ネットワーク再整備事業の各構成市町からの平成29年度分負担金でございます。なお、各市町の負担金額は、説明欄記載のとおりでございます。次に、2(款)使用料及び手数料、1(項)使用料、1(目)総務使用料、本年度予算額1万5千円、前年度比6千円の増となっております。次に、2(項)手数料、1(目)消防手数料につきましては、前年度と同額を計上いたしております。次に、3(款)国庫支出金、1(項)国庫補助金、1(目)消防費国庫補助金970万3千円は、庄内元吉出張所に配置予定の水槽付消防ポンプ自動車を新規整備するため、緊急消防援助隊整備費補助金を申請するものでございます。

次のページをご覧ください。

次に、4(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)財産貸付収入につきましては、組合有建物貸付料として、前年度と同額を計上いたしております。次に、2(目)利子及び配当金、51万1千円は、説明欄記載の各種基金の運用利子を計上いたしております。次に、2(項)財産売払収入、1(目)物品売払収入は、不用品の売払いが未定でございますので、存置科目として計上いたしております。次に、5(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金、1億3,360万2千円、前年度比1,997万5千円の減、これは、2台の車両整備費、庁舎建設に伴う指令設備の再構築費及びデジタル化整備事業の償還に充当するため、基金を繰り入れるものでございます。次に、6(款)1(項)繰越金、1(目)繰越金150万円は、

前年度と同額を計上いたしております。7(款)諸収入、1(項)組合預金利子、1(目)組合預金利子は、歳計現金預金利子を存置科目として計上いたしております。

次のページをお開き願います。

次に、2(項)雑入、1(目)助成金交付金2,830万円、前年度比2,778万4千円の増、これは、平成27年度から平成36年度まで、福岡県市町村振興協会から助成される消防救急無線、デジタル化整備事業助成金の平成29年度分を計上いたすものでございます。次に、2(目)雑入825万9千円、前年度比794万3千円の増、その内訳として、1(節)派遣職員負担金は、平成29年4月に嘉麻市に開校する福岡県消防学校に、教官として2年間派遣する職員の平成29年度分の人件費を計上いたすものでございます。次に、2節、雑入につきましては、前年度並みを計上いたしております。次に、8(款)1(項)組合債、1(目)消防債、3億9,530万円、前年度比1億160万円の増、説明欄記載の嘉麻分署建設工事費及び岩崎出張所造成工事費に充当するため起債するものでございます。

以上が、歳入の主なものでございます。

9ページをご覧ください。3.歳出についてご説明いたします。

1(款)議会費、1(項)議会費、1(目)議会費は、前年度と同額を計上いたしております。

次に、2(款)総務費、1(項)総務監理費、1(目)一般管理費2,333万2千円、前年度比613万5千円の減、その内訳は、1(節)報酬から12(節)役務費までは、前年度とほぼ同額を計上いたしております。次に、13(節)委託料1,424万円、前年度比620万9千円の減、この減の主な理由は、昨年度、地方公会計制度改正に伴う、財務会計システム構築委託料を計上していたことによるものでございます。

次のページをお開き願います。

次に、14(節)使用料及び賃借料、19(節)負担金補助及び交付金及び25(節)積立金につきましては、前年度並みの金額を計上いたしております。次に2(款)総務費、2(項)監査委員費、1(目)監査委員費は、前年度と同額を計上いたしております。次に、3(款)1(項)消防費、1(目)常備消防費20億7,497万円、前年度比350万3千円の増、その内訳は、2(節)給料8億6,736万円、前年度比1,080万6千円の増、次に、職員手当等5億8,719万1千円、前年度比1,697万8千円の増、11ページをご覧ください。次に、4(節)共済費2億8,496万円、前年度比1,758万円の減、次に、7(節)賃金388万7千円、前年度比4万円の増、以上、人件費は、再任用職員を含めた職員251名、及び臨時職員2名分の人件費でございます。増の主な理由は、給与の改定及び昇給によるものと、再任用職員が4名増えたことによるものでございます。次に、8(節)報償費は、前年度比18万1千円減の98万1千円を計上いたしております。次に、9(節)旅費は、前年度比6万8千円減の、390万8千円を計上いたしております。次に、11(節)需用費6,926万5千円、前年度比239万3千円の減、減の主な理由は、燃料費の減と財政健全化実施計画に基づき経費削減を行ったことによるものでございます。次に、12(節)役務費は、前年度比40万9千円増の1,812万2千円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

次に、13(節)委託料3,247万4千円、前年度比253万2千円の減、委託料の減につきましても、財政健全化実施計画に基づき指令装置の保守内容を見直し、経費削減を行ったものでございます。次に、14(節)使用料及び賃借料は、前年度比21万1千円減の64万1千円を計上いたしております。16(節)原材料費は、前年度と同額を計上いたしております。次に、18(節)備品購入費は、資機材の整備計画に基づき、前年度比231万3千円減の520万1千円を計上いたしております。

13ページをご覧ください。

19(節)負担金補助及び交付金1億9,918万8千円、前年度比63万9千円の増、増の主な理由は、説明欄記載の退職手当組合負担金の増で、これは一般職員の給料総額が増えたことによるものでございます。次に、22(節)補償補てん及び賠償金50万1千円及び25(節)積立金3万5千円は前年度と同額を計上いたしております。次に、27(節)公課費、9万1千円減の116万4千円を計上いたしております。次に、2(目)消防施設費7億4,875万9千円は、前年度比5,739万5千円の減、主なものは、組織再編に伴う庁舎建設事業費でございます。11(節)需用費198万8千円は、説明欄記載の庄内元吉出張所への車両移設に伴う、車両動態システム等改修費でございます。次に、12(節)役務費13万円は、説明欄記載の庄内元吉出張所建設に係る完成検査手数料でございます。次に、13(節)委託料1億1,878万1千円は、説明欄記載の各庁舎の設計費、工事監理費及び指令設備の再構築費等を計上いたしております。次に、15(節)工事請負費5億2,716万9千円は、嘉麻分署建築工事費及び岩崎出張所、造成工事費を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

次に、18(節)備品購入費9,301万5千円、その内訳は、説明欄記載の庄内元吉出張所備品購入費521万5千円、車両購入費8,780万円は、水槽付消防ポンプ自動車1台と救急車1台を更新し整備するものでございます。次に、19(節)負担金補助及び交付金247万7千円は、説明欄記載の庁舎建設工事に伴い構成市町へ設計業務等の事務を委託している、事務費負担金でございます。次に、25(節)積立金519万9千円は、説明欄記載の消防庁舎及び職員公舎建設基金積立金と各基金の預金利子を、積立てるものでございます。次に、3(目)広域災害対応費は、新たに科目を追加するものでございます

昨年4月、熊本地震発生により緊急消防援助隊の出動がありましたが、近年大規模災害による消防応援要請は増加傾向にあります。このような応援要請は、長期に及ぶことが多く、大きな費用負担となっております。このような費用について、適正な予算管理を行う目的から、広域災害への対応費として設置するものでございます。

各節に計上しているものは、昨年までは、1(目)常備消防費に計上していたもので、緊急消防援助隊及び福岡県内の消防相互応援協定に基づくものなど、広域災害に要する費用でございます。各節とも、前年とほぼ同額を計上いたしております。次に、4(款)公債費、1(項)公債費、1(目)元金つきまはしては、前年度比16万1千円増の4,040万円を、2(目)



利子につきましては、前年度比453万8千円増の596万3千円を計上いたしております。  
利子の増は、庄内元吉出張所建設事業債の利子を計上いたしたものでございます。

15ページをご覧ください。

次に、5(款)1(項)予備費1(目)予備費につきましては、予備的費用として前年度と同額の300万円を計上いたしております。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次の16ページ以下の給与費明細書、及び地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第2号、「平成29年度飯塚地区消防組合予算」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第2号「平成29年度飯塚地区消防組合予算」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第3号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。本案は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、介護時間の新設等関係規定を整備するため提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。3ページをお開き願います。

まず、第8条の2の改正につきましては、第1項において、深夜勤務制限の対象となる子の範囲を、職員が養育する法律上の子に加えて、法律上の親子関係に準ずる関係にある子も含めることとし、具体的には職員が「民法上の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者」、「児童福祉法の規定による養子縁組里親である職員に委託されている子等」を加えたものであります。

次に、第4項の改正につきましては、同条第1項から第3項までに規定する育児又は介護を

行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の取扱いは、第15条第1項で規定する要介護者を介護する職員について準用するものとし、あわせてこの場合における条文の読み替えについて規定するものでございます。

次のページをお開き願います。

第11条の改正につきましては、「休暇の種類」の中に「介護時間」を加えたものでございます。

次に、第15条の改正につきましては、これまでは介護休暇については、連続する6カ月の期間内に取得する必要がございましたが、これを最大3回まで分割できるようにしたもので、具体的には介護休暇を請求できる期間を「指定期間」としたうえで、指定期間内に一の要介護状態ごとに3回以下かつ通算で6カ月を超えない範囲内で取得できるようにするものでございます。

次に、第15条の2を新たに追加いたしております。これは、先程第11条の改正で説明しました「介護時間」制度の新設に関するもので、介護休暇とは別に、連続する3年の期間内におきまして、1日の勤務時間の一部につき2時間を超えない範囲で無給の時間休暇を承認できるよう規定いたしましたものでございます。

次に、第16条の改正につきましては、介護時間の承認について、新たに追加するものでございます。

附則におきまして、この条例は平成29年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第3号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第3号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。鬼丸消防長。

○消防長（鬼丸 徳寿）

議案第4号「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開き願います。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するため提出するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

1 2 ページをお開き願います。

まず、第 2 条の改正につきましては、内容を号建てとしたほか、第 2 号において育児休業の申し出の時点で 1 年以上在職している非常勤職員で、同非常勤職員の養育している子が 1 歳 6 カ月に達する日を超えて、引き続き雇用されることが見込まれる場合は、育児休業を取得できることといたしております。

次に、1 3 ページをご覧ください。

第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 を新たに追加いたしております。内容につきましては、第 2 条の 2 においては「育児休業等の対象となりえる子の範囲」を規定いたしております。「養子縁組による養親として委託することが適当と認められているにも関わらず、実親等が同意しないために養育里親として委託された子」につきましても、育児休業の対象となるように定めたものでございます。

次に第 2 条の 3 につきましては、非常勤職員が育児休業を取得できる期間を定めたもので、第 1 号から次のページの第 3 号まで、それぞれの区分に応じ 1 歳に到達する日から 1 歳 6 カ月に達するまでの間と定めるものでございます。

次に 1 5 ページをご覧ください。

第 3 条の改正につきましては、まず、第 1 号は文言の整理をいたしております。次に、第 2 号と次の 1 6 ページの第 7 号及び第 8 号を新たに加えております。1 5 ページに戻っていただき第 2 号につきましては、これも「里親」とその子に関する内容でございますが、現に育児休業中の職員が、「新たな子」に対して育児休業を取ろうとするときには、現に取得中の育児休業が取り消されるわけですが、それが回復される要件に「新たな子」との里親の関係が消滅したことを加えるものであります。1 6 ページをご覧ください。

第 7 号及び第 8 号につきましては、非常勤職員の当該子に関する再度の育児休業が可能となる特別の事情について規定いたしております。

次に、1 7 ページをご覧ください。第 1 0 条の改正につきましては第 2 号を新たに追加いたしております。

これも同様に、今度は職員が育児短時間勤務終了から 1 年以内に同勤務をすることができる特別の事情の一つに、第 3 条第 2 号でご説明申し上げました、新たな子との里親の関係が消滅したことを加えるものでございます。

次のページをお開きください。

第 1 7 条の改正につきましては、内容を号建てとしたほか第 2 号において在職期間が 1 年未満の非常勤職員等については、部分休業を取得することができない内容となっております。

次に 1 9 ページをご覧ください。第 1 8 条第 2 項の改正につきましては、先に議案第 3 号「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」案でご説明

いたしました、「介護時間」を取得している職員が、育児に関する部分休業を取得しようとするときは、介護時間と合わせて1日に2時間以内とする規定を追加するものでございます。第3項につきましては、非常勤職員の部分休業につきまして、改正されました「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定されております、「介護をするための時間」を取得している職員が、育児に関する部分休業を取得しようとするときは、「介護をするための時間」と合わせて、1日に2時間以内とする規定でございます。

附則におきまして、この条例は平成29年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第4号「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第4号「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号「契約の締結・庄内元吉出張所建設工事」を議題といたします。議案の説明を求めます。鬼丸消防長。

○消防長（鬼丸 徳寿）

議案第5号「契約の締結・庄内元吉出張所建設工事」について提案理由をご説明申し上げます。議案書の20ページをお開き願います。

本案は、工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき提出するものでございます。

契約内容につきましては、工事名「庄内元吉出張所建設工事」工事場所「飯塚市庄内元吉地内」契約金額「2億3,351万4,360円」で、飯塚市平恒42番地 株式会社春田建設と工事請負契約を締結しようとするものであります。

入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札で、2月7日に応札業者8者による入札を行い、入札結果につきましては、入札概要に記載のとおり、落札額2億3,351万4,360円、落札率89.94%でございます。

なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります8者全員の同額応札があり、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

施設の概要等につきましては、22ページから28ページに資料を添付いたしております。

以上で、議案第5号「契約の締結・庄内元吉出張所建設工事」についての説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第5号「契約の締結・庄内元吉出張所建設工事」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。議案の説明を求めます。赤間組合長職務代理者。

○組合長職務代理者（赤間 幸弘）

ただいま上程されました議案第6号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

本消防組合の公平委員会委員であります、福岡市博多区須崎町4番17号 古本栄一氏の任期が2月28日で満了いたしますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、再任をお願いしようとするものであります。

本議会のご同意を賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（鯉川 信二）

議案の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第6号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、報告第1号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題といたします。報告事項について説明を求めます。井上署長。

○桂川署長（井上 正明）

報告第1号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について、ご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、平成29年1月18日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び32ページの図に記載のとおり、平成28年12月19日午前7時36分頃、飯塚市長尾で発生した救急事案に支援隊として31号車が出動した際、現場付近の狭隘道路に駐車してあった普通自動車の横を通過する際、ハンドル操作を誤り駐車車両の助手席側リアバンパーと31号車の助手席側後方車幅灯を接触させ破損させたものでございます。

事故の原因は、機関員の操縦の誤り及び乗車していた隊員の安全確認不足が原因でございます。

過失割合は消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、11万6,381円を賠償金として支払うものでございます。詳細につきましては、32ページ、6損害額及び賠償負担額の表に記載のとおりでございます。なお、消防組合が支払う損害賠償額11万6,381円は、公益社団法人全国市有物件災害共済会より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。今後は、同種事故の再発防止のため指導の徹底を図って参る所存でございます。

以上で、報告第1号「専決処分の報告」の説明を終わります。

○議長（鯉川 信二）

報告事項に対する説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

本案は報告でありますので、ご了承を願います。

次に、報告第2号「専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題といたします。報告事項について説明を求めます。大塚署長。

○山田署長（大塚 正道）

報告第2号「専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について、ご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、消防活動事故に係る損害賠償の額を定めることについて、平成29年1月27日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び34ページの図に記載のとおり、平成28年12月22日午前10時33分頃、建物火災で出動した現場付近において、小隊長1名がホース

ルートを確認しようと個人宅敷地内を先行し、個人宅と火災現場の境界に設置されたフェンスを跨ぎ、火災現場敷地内に進入しようとしたところ、フェンスが歪み、同小隊長と一緒にフェンス2枚が高低差約1.2メートル下の火災現場敷地内へ落下したものであります。

事故の原因は、設置されたフェンスの強度を過信し、安全確認を怠ったことが原因でございます。

過失割合は消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方にフェンス修繕料として、4万4,280円を賠償金として支払うものでございます。詳細につきましては、34ページ、6損害額及び賠償負担額（区分）の表に記載のとおりでございます。なお、消防組合が支払う損害賠償額4万4,280円は、消防業務賠償責任保険より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。今後は、同種事故の再発防止のため指導の徹底を図って参る所存でございます。

以上で、報告第2号「専決処分の報告」の説明を終わります。

○議長（鯉川 信二）

次に一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので一般質問を終結いたします。

次に署名議員を指名いたします。

8番坂口政義議員、9番兼本芳雄議員。

以上をもちまして、議事日程の全てを終了いたしましたので、平成29年第1回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時59分 閉会

## ●出席議員

（出席議員 11名）

1番	鯉川 信二	9番	兼本 芳雄
2番	宮原 由光	10番	秀村 長利
5番	竹本 慶吉	11番	田中 博文
6番	中嶋 廣東	12番	道祖 満
7番	田中 日本明	13番	坂平 末雄
8番	坂口 政義		

## ●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	坂田 潤治
〃	徳永 進一郎
〃	吉田 達郎
〃	沖 俊二

”

利 光 良 平

●説明のため出席した者

組合長職務代理者	赤 間 幸 弘
副組合長	井 上 利 一
会計管理者	長 野 文 彦
消防長	鬼 丸 徳 寿
総務課長	笹 尾 清 隆
予防課長	藤 川 伸 之
警防課長	藤 川 啓 司
飯塚消防署長	大 谷 繁 憲
飯塚署副署長	打 田 雅 彦
山田消防署長	大 塚 正 道
桂川消防署長	井 上 正 明
総務課長補佐兼企画財政係長	篠 崎 太 望
予防課長補佐	松 岡 春 樹
警防課長補佐	横 江 浩
総務課会計係長	梶 嶋 博 徳